別表六の二（二十二）　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の7第2項（革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「個別帰属額基準額」(6)×$\frac{20又は15}{100}$」及び「総調整前連結税額基準額」(19)×$\frac{20又は15}{100}$」の各欄は、「継続雇用者給与等支給増加割合」$\frac{(3)}{(2)}$」が(4)の割合が0.03以上である場合には「又は15」を消し、その他の場合には「20又は」を消すこと。

別表六の二（二十二）　革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・・ ・・	法人名	

特定税額控除規定の適用可否 （連結親法人事業年度が平成30年4月1日前に開始した連結事業年度の場合、別表六の二（二十六）「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は連結親法人が中小連結親法人に該当する連結法人である場合）			可
継続雇用者給与等支給額の合計額（各連結法人の別表六の二（二十二）付表「14の①」の合計）	1	円	継続雇用者給与等支給増加額 (1)－(2)（マイナスの場合は0） 3	円
継続雇用者比較給与等支給額の合計額（各連結法人の（別表六の二（二十二）付表「14の②」又は「14の③」）の合計）	2		継続雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(3)}{(2)}$（(2)＝0の場合は0） 4	

各連結法人における計算				各連結法人の合計額の計算			
個別所得金額（個別所得金額がない場合は0）		5	円	連結所得の金額（別表四の二「56の①」）	17	円
調整前連結税額の個別帰属額 (19)×$\frac{(5)}{(17)}$		6		革新的情報産業活用設備の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額（取得適用連結法人の(5)の合計）	18	
取得価額の合計額（別表六の二（二十二）付表「9」の合計）		7		調整前連結税額（別表一の二（一）「2」、別表一の二（二）「2」又は別表一の二（三）「2」）	19	
税額控除限度額の計算	(4)≧3%の場合 (7)×$\frac{5}{100}$	8		総調整前連結税額基準額 (19)×$\frac{20又は15}{100}$	20	
	(4)＜3%の場合 (7)×$\frac{3}{100}$	9				
	税額控除限度額 (8)又は(9)	10		当期税額控除可能額の合計額（各連結法人の(14)の合計）	21	
法人税額基準額	調整前連結税額基準額 (20)×$\frac{(5)}{(18)}$	11				
	個別帰属額基準額 (6)×$\frac{20又は15}{100}$	12		調整前連結税額超過構成額（別表六の二（二十五）「7の㉔」）	22	
	法人税額基準額 ((11)と(12)のうち少ない金額)	13				
当期税額控除可能額 ((10)と(13)のうち少ない金額)		14		法人税額の特別控除額の合計額 (21)－(22)	23	
調整前連結税額超過構成額 (22)×$\frac{(14)}{(21)}$		15				
法人税額の特別控除額の個別帰属額 (14)－(15)		16				

（用紙の大きさは、日本工業規格A4）